

2012年2月20日

衆議院選挙制度改革 格差是正に向けた早急な対応を

公益社団法人 経済同友会
代表幹事 長谷川 閑史
政治・行政改革委員長
永山 治

1. 最高裁判決を受けた格差是正問題の早期合意を

2011年3月23日の最高裁判所大法廷判決（2009年8月実施の第45回衆議院議員選挙を「違憲状態」とし、「一人別枠方式の廃止」を求めた）から約11ヵ月が経過した。衆議院選挙制度については、各党協議会において議論を重ねているものの、膠着状況に陥っていることは極めて遺憾である。

いわゆる「一票の格差」是正は、民主主義の根幹にかかわる最優先課題である。現在、与野党協議において、一票の格差是正、国会議員の定数削減、選挙制度抜本改革の3点を同時決着させる方向で検討されているが、違憲状態である格差是正問題については、時間的制約がある以上2段階で考えるべきである。

まずは、小選挙区における「一人別枠方式」の廃止とこれに伴う区割り問題の合意をめざし、衆議院議員選挙区画定審議会で半年を目処に結論を出すべきである。当然のことながら、格差是正にあたっては、限りなく「一人一票」に近づける努力を求めたい。

また、参議院についても、2010年7月に実施された第22回参議院議員選挙にかかる選挙無効訴訟の審理が、昨年12月に最高裁判所大法廷に回付されている。参議院議員選挙の投票価値における選挙区間の格差は最大4.99倍と甚だしく、厳しい判決が予想される。当面の対応としては、現行制度の枠内であっても可能な限り格差を縮小するよう、来年夏の参議院議員選挙までに選挙区選挙の定数配分の見直しを図るべきである。

2. 第9次選挙制度審議会の早期設置と、将来の政治のあり方を見据えた衆参一体の抜本改革論議を

国会議員の定数削減および選挙制度の抜本改革については、当事者である政治家だけでなく、各層の参加を得て議論していくべきと考える。よって、

第9次選挙制度審議会を早期に設置し、抜本改革に向けて、国民各層が参加をした幅広い議論をはじめべきである。

現行の選挙制度や政治資金制度などの政治インフラは、1994年に成立した政治改革4法案に基づいている。制度改正から約20年を経て、経済・社会情勢はより厳しいものへと変化した。このような時代の変化に照らし、当初の目標とした政治のあり方を達成したのか、現在の問題点はどこにあるのかなど、現行制度の再検証をしたうえで、衆参両院一体で新たな選挙制度を考究すべきである。

さらに、衆参両院の役割分担や一院制という可能性も含めた国会のあり方の見直しについては、憲法の定める統治機構全般の問題であるため、別途検討の場をつくり、憲法改正の議論として早急に取り組む必要がある。

選挙制度は民主主義の重要な政治インフラである。選挙制度の抜本改革にあたっては、課題に対してきちんと取り組む姿勢が見えないと、党利党略と捉えられ、国民の納得は得られまい。今後の日本のめざすべき政治のあり方について、真摯な議論を尽くしていただきたい。

以上